

令和8年度

# 松本市結婚新生活支援事業補助金

松本市で新生活をスタートさせる新婚世帯を応援します！




夫婦ともに29歳以下 **最大70万円**

夫婦ともに39歳以下 **最大40万円**

を補助します

## ◆以下の全てに当てはまる世帯が対象です

(パートナーシップ宣誓の方は読み替えてご確認ください)

婚姻日 パートナーシップ 宣誓日	令和8年1月1日～令和9年3月31日
年齢	婚姻日において、夫婦ともに <u>39歳以下</u>
所得	<b>令和7年分の夫婦の合計金額が500万円未満</b> ・市区町村が発行する <u>所得証明書</u> で確認できます。 (令和8年1月1日に住民票のあった市町村で取得可能) ※所得が給与のみの場合は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」を参考にすることも可能です(提出書類としては使えません) ・貸与型奨学金を返還している場合は、令和7年中の返済額を控除できます。
住民票の住所	<b>申請する費用が発生した住宅(松本市内)</b> にある ・申請日において、夫婦ともに当該住居に住民票が揃っている必要があります。
費用	<b>令和8年4月1日～令和9年3月31日</b> に支払った対象経費(*)がある (*)住宅取得又は賃借費用、引越費用、リフォーム費用 ※詳細は裏面でご確認ください
講座受講	申請日までに、 夫婦ともに <u>ライフデザイン講座等を受講済み</u> である ※動画での受講も可能です。講座の詳細は、右記二次元バーコードから → 
その他	夫婦の一方または双方が過去に松本市や他の自治体で、 この制度に基づく補助金の交付を受けていない。  夫婦ともに、松本市税に滞納がない。

※以下の全てに該当する方は、申請をお受けできる場合がありますので、事前にご相談ください

- ・令和8年1月1日～令和9年3月31日に婚姻し、婚姻日において夫婦ともに39歳以下である
- ・夫婦の令和7年分の合計所得金額が500万円未満である
- ・夫婦の双方又は一方が、松本市に住民登録がある
- ・令和8年度中に支払う対象経費がないが、令和9年度に支払いが発生する予定である

◆対象経費 令和8年4月1日～令和9年3月31日までに支払いを行った以下の費用

上乗せ  
対象

## 住宅の取得費用

新築 中古



### 建物の購入費用

※土地の購入費用は対象外です

## 住宅の賃借費用



賃料 共益費  
敷金\* 礼金\*  
仲介手数料\*

※婚姻日前に契約した物件の場合は、

\*の費用が対象外となることがあります

## 引越費用



引越業者や  
運送業者へ  
支払った引越費用

上乗せ  
対象

## リフォーム費用



住宅機能の維持や向上の  
ために行う  
修繕・増築・改築・  
設備更新等の工事費用

※車庫・門・フェンス等、外構に関する工事費用は対象外です

費用ごとに必要な書類が異なります。

詳細は、市 HP「松本市結婚新生活支援事業補助金」をご覧ください。下記担当までお問い合わせください。

## ◆補助額

- 夫婦ともに 29歳以下 の世帯 上限60万円 + 上乗せ上限10万円(\*) → 最大 **70** 万円
- 夫婦ともに 39歳以下 の世帯 上限30万円 + 上乗せ上限10万円(\*) → 最大 **40** 万円

(\*)住宅取得費用又はリフォーム費用は、  
上限を超えた分について10万円を限度に上乗せします。 (松本市独自)



## ◆申請受付期間

令和8年7月1日～令和9年3月31日

詳細は順次  
HPで公開中



※年度末は窓口が混み合うため、令和9年1月末までの申請にご協力ください。

## ◆問い合わせ先 (お問合せフォームまたはメールにてお問合せください。)

松本市子ども若者部若者参画課

メール: wakamono@city.matsumoto.lg.jp

※回答に1週間程度お時間をいただく場合がありますので、予めご了承ください。

＼お問合せフォーム／

